栄小学校・大国小学校・敷津小学校における学校再編の実施に伴う就学校の指定の変更について

1 大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則第 15 条第 1 項第 5 号の適用について

(1) 趣旨

栄小学校、大国小学校及び敷津小学校が適正規模を充たさないことから、大阪市学校活性化条例に基づき栄小学校の校地を活用し、栄小学校、大国小学校及び敷津小学校を統合することとしている。統合にむけてはこれまで住民説明会、意見交換会及び保護者説明会等を行ってきたところ、統合後の小学校への通学距離が長くなることを踏まえ、大国小学校及び敷津小学校の保護者の中から「統合時に統合後の小学校ではなく、自宅からより近い学校へ変更することはできないか」という要望が多く寄せられた。そこで、保護者からの要望に応えるため以下の取り扱いとする。

(2) 対象者

令和13年度に大国小学校及び敷津小学校の第1学年から第5学年までに在籍する児童

(3) 指定校変更対象校への就学時期 令和14年4月に限り実施

(4) 指定校変更対象校

浪谏小学校

(5) 実施内容

- ・令和13年度に大国小学校及び敷津小学校の第1学年から第5学年までに在籍している児童のうち、統合後の小学校よりも通学距離の短い小学校を指定校変更対象校として就学できることとする。
- ・統合後の小学校より通学距離の短い小学校には浪速小学校のほか、塩草立葉小学校があるが、塩草立葉小学校は統合後の小学校と近接し通学距離が同程度であることから通学の負担は大きく変わらないと判断し、指定校変更対象校から除外する。
- ・指定校変更を行う児童の未就学の弟妹が小学校の進学時に当該児童と同じ学校への就学を 希望する場合についても指定校変更をできるものとする。

2 上記1に伴う「浪速区の就学制度改善の方針」の改正について

別紙のとおり改正する。

改正箇所:網掛け部分

浪速区の就学制度の改善の方針について

1 浪速区の就学制度改善の方針の変更について

・浪速区では、平成 24 年 10 月に大阪市教育委員会で取りまとめられた「就学制度の改善について」に基づき、教育力の向上・充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図るため、「学校選択制」の導入及び「区が設定可能な指定校変更の要件」の設定を行う。

2 学校選択制

- (1) 基本的な制度
- ・小学校及び中学校において「自由選択制」を採用する。
- (2) 選択制における優先

次に掲げるア〜 イに先だって、障がいのある児童生徒やいじめ等、心身的及び家庭的な事情により特に教育的な配慮を要する生徒については、学校選択制の導入に当たっても、その就学を優先する必要がある。

その次に、下記ア~イのとおり優先扱いとする。

ア 小学校

(ア) 通学区域内に居住

・通学区域内に居住する児童生徒が、住所地の通学区域の学校を希望する場合、必ず 就学できる運用を行う。

(イ) きょうだい関係

・受入可能人数を超える希望があった場合は、抽選により就学予定者を決定するが、 その際に規則第8条3項(2)「きょうだい関係」の条件を満たすものを優先す る。

(ウ) その他

- ・同一年次、同一学年のきょうだいの場合は、申請により 1 組として取り扱う。
- ・浪速区幸町に在住する児童については、現在、日吉小学校(西区)を通学区域校に 指定しているが、学校選択制により、浪速区内の小学校を希望することができるこ ととする。(なお、日吉小学校以外の西区内の小学校を、選択制により希望するこ とはできない。)

イ 中学校

(ア) 通学区域内に居住

・通学区域内に居住する生徒が、住所地の通学区域の学校を希望する場合、必ず就学で きる運用を行う。

(イ) きょうだい関係及び進学中学校

・受け入れ可能人数を超える希望があった場合は、抽選により就学予定者を決定するが、その際に規則第8条3項(2)「きょうだい関係」及び規則第8条3項(3)に基づく「進学中学校」の条件を満たすものを優先して就学予定者として決定する。

(ウ) その他

- ・同一年次、同一学年のきょうだいの場合は、申請により 1 組として取り扱う。
- ・浪速区幸町に在住する生徒については、現在、堀江中学校(西区)を通学区式校に指定しているが、学校選択制により、浪速区内の中学校を希望することができることとする。(なお、堀江中学校以外の西区内の中学校を、選択制により希望することはできない。)

選択の希望調査終了後や年度途中にも、障がいのある児童生徒やいじめ等、心身的及び家庭的な事情により特に教育的な配慮を要する生徒、ア~ イの優先生徒の受け入れを保障できるように、受入人数に余裕をもたす。

(3) 実施時期

•中学校:平成 30 年4月開始

• 小学校: 平成 31 年 4 月開始

(4) 学校選択制の基本内容

ア 選択の機会・対象者

- ・選択の機会は、小学校及び中学校に就学する際の1回のみとする。
- ・対象者は、翌年度、小学校及び中学校に就学予定の区内在住者とする。

- ・就学後、進級時等には、学校選択することはできない。特別な事情がある場合は、指 定校変更により他の学校に転校することが可能である。
- ・転入者については、選択範囲の学校の内、受け入れに余裕のある学校から選択できる こととする。ただし、通学区域の児童生徒だけで教室不足になり受け入れができない 学校や希望調査の結果、抽選を実施した学校・学年は除くこととする。なお、学校選 択希望調査票の提出期限後の転入者についても、上記転入者と同じ取扱いとする。

イ 選択できる範囲

- ・浪速区内のすべての小学校及び中学校。
- ・通学区域は残し、通学区域内に居住する児童生徒は、必ず通学区域の学校に就学できるものとする。

ウ 各学校の受け入れ

- ・学校施設(教室数)の収容面で、通学区域外からの受け入れが可能な学校を対象に実施する。なお、住宅事情等により収容対策上、通学区域外から受け入れができない学校がある場合には、受け入れ制限を行うことがある。
- ・実際の受け入れ人数は、毎年度、各学級の受け入れ人数、学級数 とあわせて公表 し、年度途中の転入者で学級数が増えないように、年度途中の転入者や指定外就学の 人数を受け入れることを考慮する。年度途中の転入者の算定については、各学校の過 去の実績等を精査し、必要な人数にとどめる。
- ・受け入れ可能な学級数は、必ず就学を保障する通学区域内の就学予定の生徒の学級数に 1 学級分の増加を上限とする。

エ 学校選択の希望調査

- ・毎年秋ごろ、翌年度就学予定者全員に「学校案内」、学校選択制希望調査票を送付する。
- ・翌年度就学予定者は、定められた期限内に希望調査票を区役所に提出する。ただし、 期間内に保護者から希望調査票の提出がなかった場合には、通学区域の学校に希望が あったものとみなす。この取扱いについては、あらかじめ保護者に周知する。
- 第1希望のみ希望できるようにする。
- ・希望調査の結果は、ホームページ等で公表する。

・1~2週間程度の希望変更期間を設け、変更を受け付ける。変更申請を加えた希望調査の結果をホームページで公表する。

才 抽選

- ・選択希望者が多く、各学校の受け入れ可能人数を超える場合は、通学区域外からの希望者を対象として、公開抽選により、就学予定者を決定する。
- ・当選しなかった場合は、補欠として順位を付けて登録する。
- ・抽選希望した学校に抽選等で入れなかった場合にあっても、通学区域の学校への就学 を必ず保障する。
- ・抽選実施校については、国立や私立の学校に就学する児童生徒の数等に応じて、2 月中旬ごろまで補欠者の繰上げを行う。繰り上げにならなかった場合は、通学区域の 学校を指定する。

カ 通学

- ・原則徒歩であり、自転車の利用は禁止とする。
- ・通学の安全を確保するために、例外的に公共交通機関の利用を認める場合はあるが、 費用は保護者負担とする。
- ・保護者の責任において、通学距離等、通学の負担や安全に考慮し、学校選択の希望申 請を行うよう周知する。

キ 就学制度の公平・公正な運用の確保

- ・本区においては、現在適正就学の取り組みを行っており、今後、学校選択制を実施した場合でも、制度の公平・公正な運用を確保するため、引き続き適正就学の取り組みを行っていく。
- ・本区では、これまで様々な人権課題について正しい理解と認識をもって行動していた だけるよう、啓発等の取り組みを行ってきており、今後も引き続き取り組む。

(5) 学校選択制のための情報提供

本区では、子どもや保護者に制度の内容や手続きについて、丁寧な周知を図り制度内容を理解してもらえるように、大阪市教育委員会と連携して取り組む。

子どもや保護者が学校を選択するにあたり、学校が子どもや保護者に対し、どのような情報をどのように提供するのかについては、非常に重要であり、次のような情報提供を行う。

- ・学校選択制の制度内容や手続き、各学校の教育目標、教育方針、教育活動の内容等を紹介した「学校案内」の冊子を作成し、翌年度の就学予定者全員に配布する。
- ・各学校は、希望調査期間等に、学校公開、学校説明会を開催する。学校公開について は、希望調査期間に、複数日実施する。
- ・学校見学や学校のホームページの充実に取り組む。保護者の方に、子どもが実際に活動している様子そのものを実際に見てもらって、学校を選択してもらうことが大切である。保護者が子どもの教育のために、より良い学校選択を行うことができ、かつ就学後に学校の教育活動への参加を促すような情報提供を行う。

(6) 学校選択制の期待されるメリット

- ア 子どもの通学の安全確保や通学の負担軽減ができる
 - ・距離が近い学校に行くことができる場合もあり、通学の安全確保や負担軽減ができる。

イ 子どもや保護者が、学校教育に深く関心を持つ

・子どもや保護者が自ら学校を選ぶことにより、学校の教育活動等、学校教育に関心を持 ち、より積極的に関わろうとすることが期待できる。

ウ 特色ある学校づくり、開かれた学校づくりが進む

・子どもや保護者に選ばれることにより、生徒の状況や地域の実情にあわせた特色ある学校づくりがますます進められるとともに、保護者や地域にさらに積極的に情報発信することにより、開かれた学校づくりが進むことが期待できる。

(7)課題と対応

- ア 通学区域外から通学する児童生徒の安全確保
 - ・すべての小学校区で地域やPTAの方が、児童の登下校の見守り活動に取り組んでいる。本区としても、ICTを活用した子どもの見守りシステムを導入するなど児童生徒の安全確保に努める。

・通学区域外の学校を選んだ場合、通学は保護者責任であることを保護者が了解したうえで、卒業までの通学負担も考慮して、学校選択してもらうよう周知に努める。

イ 学校と地域との関係

- ・中学校区になると、小学校区に比べ、地域の取り組み等への参加意識が希薄になっている と考えられるので、保護者に対して、地域活動やPTA活動への参加を促す。
- ウ 特定の学校に希望が集中することによる児童生徒数の偏り
 - ・選択の結果、特定の学校に児童生徒が集中することにより、学校間で生徒の偏りが生じる 可能性がある。本区では、受け入れ可能な学級数は、就学を保障する通学区域内の就学予 定の児童生徒数の学級数に1学級分の増加を上限とすることにより、特定の学校への過度 な集中は、一定抑制できると考える。

【学校選択制のその他の課題について】

- ・子どもや保護者に、風評を排除し正しい判断をしてもらえるよう、的確な情報提供や、 周知、啓発に努める。
- ・希望されないなど、課題が顕在化した学校については、問題の分析、対応を行う。その際は、学校が課題解決に取り組むことは当然であるが、大阪市教育委員会及び本区が連携し、必要な支援を行う。

3 区が設定可能な指定校変更の要件

(1) 基本的な制度

- ・規則第15条1項に基づき、小学校及び中学校において、区が設定可能な指定校変更の要件を設定する。
- ・基本的内容は、規則及び大阪市教育委員会「就学制度の改善」について(平成 24)に 基づき実施する。

ア 小学校

(ア) きょうだい関係

・学校選択制により通学区域外の学校を就学校として指定されている弟又は妹(施設型小中一貫校を指定されているものを除く。)がいる児童について、弟又は妹が当該学校に就学する最初の日より当該学校に就学を希望する場合。

イ 中学校

(ア) きょうだい関係

・学校選択制により通学区域外の学校を就学校として指定されている弟又は妹(施設一体型小中一貫校を指定されている者を除く)が生徒について、弟又は妹が当該学校に就学する最初の日より、当該学校に就学を希望する場合。

(2) 実施時期

· 小学校: 平成31年4月

• 中学校: 平成31年4月

(3) 小学校

ア 区が設定する指定校変更の基準について

・「学校の設置又は廃止により通学区域又はその他の変更が生じることに伴い、指定校変 更が必要と認められる場合」を導入

イ 対象者

- ・令和13年度に大国小学校及び敷津小学校の第1学年から第5学年までに在籍する児童
- ウ 指定校変更対象校への就学時期
- ・令和14年4月に限り実施

工 指定校変更対象校

• 浪速小学校

才 実施内容

- ・令和13年度に大国小学校及び敷津小学校の第1学年から第5学年までに在籍している 児童のうち、統合後の小学校よりも通学距離の短い小学校を指定校変更対象校として 就学できることとする。
- ・統合後の小学校より通学距離の短い小学校には浪速小学校のほか、塩草立葉小学校があるが、塩草立葉小学校は統合後の小学校と近接し通学距離が同程度であることから通学の負担は大きく変わらないと判断し、指定校変更対象校から除外する。

・指定校変更を行う児童の未就学の弟妹が小学校の進学時に当該児童と同じ学校への就学を 希望する場合についても指定校変更をできるものとする。 大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則 (抜粋)

(区が設定可能な指定校変更の要件)

第 15 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合、保護者の申立により、指定校変更を 行うことができる。

- (1) 通学区域校よりも、住所からの通学距離が短い学校がある場合
- (2) 就学校として指定された中学校又は義務教育学校の後期課程(義務教育学校の前期課程 からの進級を含む。)に希望する部活動がない場合で、当該部活動を行う中学校又は義務教育学校の後期課程に就学を希望する場合
- (3) 第1号の規定による指定校変更により就学校として指定された小学校と同一の通学区域を含む中学校に就学を希望する場合
- (4) 学校選択制により通学区域外の学校を就学校として指定されている弟又は妹(施設一体型小中一貫校を指定されている者を除く。以下この号において同じ。)がいる児童生徒について、弟又は妹が当該学校に就学する最初の日より、当該学校に就学を希望する場合
- (5) 学校の設置又は廃止により通学区域又はその他の変更が生じることに伴い、指定校変更 が必要と認められる場合
- 2 前項各号による指定校変更の実施の有無並びに実施する場合の手続及び要件(以下「指 定校変更の方針」という。)については、あらかじめ区担当教育次長が作成した指定校変更 の方針案をもとに、教育委員会の会議の議決により決定する。
- 3 区長は、前項の議決があったときは、指定校変更の方針について、公表しなければならない。
- 4 第1項の規定により、指定校変更を希望する保護者(以下この条において「区基準就学 希望者」という。)は、別に定める書類を別に定める日までに提出するものとする。
- 5 区長は、前項の区基準就学希望者の数が受入可能な人数を超えなかった場合は、希望が あった全ての児童生徒等を指定校変更が可能である者と決定し、超えた場合には、公開に よる抽選を行い、当該学校に指定校変更が可能である者を決定する。ただし、転入者につ いてはこの限りでない。
- 6 区長は、前項の規定により指定校変更が可能であると決定された者から指定校変更の申 立があった場合は、指定校変更を行うものとする。